

平成 26 年 松 本 市 議 会 1 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要																		
第 1 号	松本市特別職報酬等審議会 条例の一部を改正する条例	1 特別職報酬等審議会の所掌事項の見直しに伴い、所要の改正 をするもの 2 改正内容 審議の対象に教育長の給料の額を追加 3 施 行 公 布 の 日																		
第 2 号	松本市国民健康保険条例の 一部を改正する条例	1 健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 出産育児一時金 390,000 円 → 404,000 円 (2) 出産育児一時金に加算する額 30,000 円を超えない範囲 → 16,000 円を超えない範囲 3 施 行 27. 1. 1																		
第 3 号	松本市特別職の職員等の給 与並びに費用弁償に関する 条例及び松本市議会議員の 議員報酬等に関する条例の 一部を改正する条例	1 国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正をするもの 2 改正内容 期末手当の支給率の改定 (単位 月) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改 定 後</th> </tr> <tr> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td> <td>1.40</td> <td>1.40</td> <td>1.475</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>1.55</td> <td>1.70</td> <td>1.625</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.95</td> <td>3.10</td> <td>3.10</td> </tr> </tbody> </table> 3 施 行 26. 12. 1 等	区分	改定前	改 定 後		平成 26 年度	平成 27 年度	6 月	1.40	1.40	1.475	12 月	1.55	1.70	1.625	計	2.95	3.10	3.10
区分	改定前	改 定 後																		
		平成 26 年度	平成 27 年度																	
6 月	1.40	1.40	1.475																	
12 月	1.55	1.70	1.625																	
計	2.95	3.10	3.10																	

第 4 号	松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 給料表の改定 平均引上率 0.3%</p> <p>(2) 勤勉手当の支給率の改定 (一般職) (単位 月)</p> <table border="1" data-bbox="762 465 1390 707"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>0.675</td> <td>0.675</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>0.675</td> <td>0.825</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.35</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 26.12.1等</p>	区分	改定前	改定後		平成26年度	平成27年度	6月	0.675	0.675	0.75	12月	0.675	0.825	0.75	計	1.35	1.5	1.5
区分	改定前	改定後																		
		平成26年度	平成27年度																	
6月	0.675	0.675	0.75																	
12月	0.675	0.825	0.75																	
計	1.35	1.5	1.5																	
第 5 号 . 第 6 号	平成26年度補正予算	平成26年度一般会計補正予算 平成26年度企業会計補正予算																		
第 7 号	工事請負契約の締結について（（仮称）南松本福祉関係複合施設新築主体工事）	<p>1 (仮称)南松本福祉関係複合施設の新築主体工事を行うもの</p> <p>2 工事概要 鉄骨造3階建 延 3,349.91 m²</p> <p>3 請負金額 6億2,551万4,400円</p> <p>4 請負人 ハシバテクノス(株)</p> <p>5 竣工期限 28.5.31</p>																		
第 8 号	工事請負契約の締結について（（仮称）南松本福祉関係複合施設新築電気設備工事）	<p>1 (仮称)南松本福祉関係複合施設の電気設備工事を行うもの</p> <p>2 請負金額 1億5,757万2,000円</p> <p>3 請負人 信濃電気・須澤電気経常建設共同企業体</p> <p>4 竣工期限 28.5.31</p>																		
第 9 号	工事請負契約の締結について（（仮称）南松本福祉関係複合施設新築機械設備工事）	<p>1 (仮称)南松本福祉関係複合施設の機械設備工事を行うもの</p> <p>2 請負金額 1億8,692万6,400円</p> <p>3 請負人 (株)大和ホーム工業</p> <p>4 竣工期限 28.5.31</p>																		

第 1 0 号	工事請負契約の締結について（松本市同報系デジタル防災行政無線システム整備工事）の議決更正について	<p>1 平成24年9月定例会で議決された工事請負契約の締結について（松本市同報系デジタル防災行政無線システム整備工事）の一部を変更するもの</p> <p>2 変更内容 請負金額 7億8,120万円 → 7億8,832万8,000円 （差引 712万8,000円の増）</p>
第 1 1 号	市有財産の取得について（松本都市計画道路3・2・12号内環状北線整備事業用地）	<p>1 松本都市計画道路3・2・12号内環状北線整備事業用地として大手3丁目地籍の土地を取得するもの</p> <p>2 取得面積 445.38㎡</p> <p>3 取得金額 3,594万5,926円</p> <p>4 相手方 松本斉産土地(株) 外8人</p>
第 1 2 号	市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）	<p>1 松本城南・西外堀復元事業用地として大手3丁目地籍の土地を取得するもの</p> <p>2 取得面積 410.20㎡</p> <p>3 取得金額 3,226万9,120円</p> <p>4 相手方 松本斉産土地(株) 外5人</p>
第 1 3 号	市有財産の処分について（新松本工業団地用地）	<p>1 新松本工業団地用地を処分するもの</p> <p>2 処分面積 5,000.00㎡</p> <p>3 処分金額 1億5,655万円</p> <p>4 相手方 (株)国吉</p>

第 1 4 号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 4 路線 3 認定延長 481.66m
第 1 5 号	市道の廃止について	1 路線の再編成に伴い、市道を廃止するもの 2 廃止路線数 5 路線 3 廃止延長 395.04m
第 1 6 号	新市建設計画の変更について	1 合併市町村に係る地方債の特例を有効に活用し、将来の健全な財政運営に資するため、新市建設計画の計画の期間等を変更するもの 2 変更する新市建設計画 (1) 松本市・四賀村新市建設計画 (2) 松本西部新市建設計画 3 変更の主な内容 計画の期間 平成 17 年度（2005 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 10 年間 → 平成 17 年度（2005 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 16 年間
第 1 7 号	安曇野市・松本市山林組合規約の変更について	1 組合議会の議員定数等の変更に伴い、規約を変更するもの 2 変更の主な内容 (1) 議員定数 19 人 → 11 人 (2) 議員数 安曇野市 13 人 → 7 人 松本市 6 人 → 4 人 3 施行 長野県知事の許可の日
第 1 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（県児童館）の変更について	1 平成 25 年 12 月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定について（県児童館）の一部を変更するもの 2 変更内容 指定期間 26.4.1～27.3.31 → 26.4.1～27.1.31

第19号	公の施設の指定管理者の指定について（浅間温泉文化センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 浅間温泉文化センター 3 指定管理者に指定するもの 浅間温泉観光協会 4 指定期間 27.4.1～32.3.31
第20号	公の施設の指定管理者の指定について（中山霊園 外2施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 中山霊園 (2) 蟻ヶ崎霊園 (3) 並柳霊園 3 指定管理者に指定するもの (株)信州グリーン 4 指定期間 27.4.1～32.3.31
第21号	公の施設の指定管理者の指定について（葬祭センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 葬祭センター 3 指定管理者に指定するもの 富士建設工業(株) 4 指定期間 27.4.1～32.3.31
第22号	公の施設の指定管理者の指定について（総合社会福祉センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 総合社会福祉センター 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 27.4.1～30.3.31
第23号	公の施設の指定管理者の指定について（心身障害者福祉センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 心身障害者福祉センター 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 27.4.1～32.3.31

第24号	公の施設の指定管理者の指定について（南ふれあいホーム 外2施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 南ふれあいホーム (2) 北ふれあいホーム (3) 障がい者就労センター・はた 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 27.4.1～32.3.31
第25号	公の施設の指定管理者の指定について（南部老人福祉センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 南部老人福祉センター 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 27.4.1～30.3.31
第26号	公の施設の指定管理者の指定について（城山介護老人保健施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 城山介護老人保健施設 3 指定管理者に指定するもの (一社)松本市医師会 4 指定期間 27.4.1～29.3.31
第27号	公の施設の指定管理者の指定について（おぼけ荘）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 おぼけ荘 3 指定管理者に指定するもの 長野県高齢者生活協同組合 4 指定期間 27.4.1～28.3.31
第28号	公の施設の指定管理者の指定について（安曇老人憩の家銀山荘）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 安曇老人憩の家銀山荘 3 指定管理者に指定するもの 銀山荘を愛する会 4 指定期間 27.4.1～28.3.31
第29号	公の施設の指定管理者の指定について（あがた児童センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 あがた児童センター 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 27.2.1～31.3.31

第 3 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（しがビューティフルパーク）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 しがビューティフルパーク 3 指定管理者に指定するもの (株)草田組 4 指定期間 27.4.1～32.3.31
第 3 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（グレンパーク さわんど）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 グレンパークさわんど 3 指定管理者に指定するもの (一財)ピアーズさわんど 4 指定期間 27.4.1～32.3.31
第 3 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（安曇風穴の里）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 安曇風穴の里 3 指定管理者に指定するもの 稲核生産者組合 4 指定期間 27.4.1～32.3.31
第 3 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（梓水苑 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 梓水苑 (2) 梓川地域休養施設 3 指定管理者に指定するもの エア・ウォーター梓川地域開発共同体 4 指定期間 27.4.1～32.3.31
第 3 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（美術館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美術館 3 指定管理者に指定するもの (一財)松本市芸術文化振興財団 4 指定期間 27.4.1～28.3.31
第 3 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（弓道場 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 弓道場 (2) 柔剣道場 3 指定管理者に指定するもの (株)セイウン 4 指定期間 27.4.1～32.3.31

第 36 号	公の施設の指定管理者の指定について（美須々屋内運動場 外7施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 美須々屋内運動場 (2) 南部屋内運動場 (3) 沢村軟式庭球場 (4) 開智公園運動場 (5) 新村庭球場 (6) 浅間温泉庭球公園 (7) 松本臨空工業団地庭球場 (8) 波田扇子田運動公園 3 指定管理者に指定するもの TOY BOX 4 指定期間 27. 4. 1～32. 3. 31
第 37 号	公の施設の指定管理者の指定について（野球場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 野球場 3 指定管理者に指定するもの 信州グリーン・シミズオクトグループ 4 指定期間 27. 4. 1～32. 3. 31
第 38 号	公の施設の指定管理者の指定について（サッカー場 外2施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) サッカー場 (2) あがた運動公園 (3) 馬術競技場 3 指定管理者に指定するもの TOY BOX 4 指定期間 27. 4. 1～32. 3. 31
第 39 号	公の施設の指定管理者の指定について（総合体育館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 総合体育館 3 指定管理者に指定するもの ミズノ・松本体育協会グループ 4 指定期間 27. 4. 1～32. 3. 31
第 40 号	公の施設の指定管理者の指定について（美須々駐車場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美須々駐車場 3 指定管理者に指定するもの 松本市駐車場事業協同組合 4 指定期間 27. 4. 1～32. 3. 31

2 報告

- (1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 4件
 - ア 道路事故にかかわるもの 2件
 - イ その他事故にかかわるもの 2件